

京都市告示第 57 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

令和5年4月11日

京都市長 門川 大作

臨時に休館する日

令和5年4月25日（火）、同月26日（水）、同月27日（木）、同月28日（金）

（歴史資料館）